

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、岐阜県隊友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岐阜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民と自衛隊とのかけ橋として、相互の理解を深めるとともに、防衛意識の普及高揚に努め、国の防衛及び防災施策、慰霊顕彰事業並びに地域社会の健全な発展に貢献することにより、わが国の平和と安全に寄与し、併せて県内に居住する自衛隊退職者等の福利を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 防衛及び防災関連施策等に対する各種協力
- (2) 安全保障特に防衛に関する調査研究
- (3) 自衛隊諸業務に対する各種協力
- (4) 予備自衛官等に対する支援
- (5) 殉職自衛隊員及び戦没者等の慰霊顕彰に関すること
- (6) 殉職自衛隊員の遺族に対する援助
- (7) 地域社会の健全な発展に寄与すること
- (8) 隊友紙の配布及び隊友会刊行書籍の活用並びに「隊友ぎふ」の発行
- (9) 会員の福利厚生、相互扶助及び親睦に関すること
- (10) 重度障害となった正会員及び死亡した正会員又は賛助会員の家・遺族に対する援助
- (11) その他前条の目的を達成するにふさわしい事業

2 前項に規定する事業は、主に県内を対象として行うが、特に(1)号(5)号の対象地域は、県外及び国外に及ぶこともある。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は、隊友会定款第5条に定めるところにより、次の4種とする。

- (1) 正会員

ア 警察予備隊、海上警備隊、警備隊、保安隊及び自衛隊に在職して正常に退職し、隊友会の趣旨に賛同した者

イ 予備自衛官補として採用され、現に予備自衛官補、予備自衛官又は即応予備自衛官として在職する者で隊友会の趣旨に賛同した者

(2) 賛助会員

現に自衛隊に在職し、隊友会の趣旨に賛同した者

(3) 特別会員

前2号以外で隊友会の趣旨に賛同した個人又は法人その他の団体とし、個人の特別会員のうち、正会員の家族（遺族を含む。）を個人特別会員（家族）とし、その他を個人特別会員（一般）とする。

(4) 名誉会員 隊友会に対し多大の功労があり、本部総会で承認した者

(入会手続き)

第6条 隊友会に入会を希望する者は、会長に対し入会申し込みを実施する。

この際正会員においては、会費を添えて申し込むものとする。

2 前項にかかわる申込書は、別紙第1、2、3によるものとする。

3 会長は前項申し込みを受けた際には、隊友会理事長（以下「理事長」という）の承認を受けるものとする。

4 入会の細部要領については、別に定める。

(入会通知)

第7条 会長は、理事長による正会員の入会承認後、速やかに別紙第4様式の会員証を交付し、入会決定を通知するものとする。

ただし、即日入会者に対しては、隊友会本部事務局送付のカード受領後とする。

2 県に係わる特別会員に対しては、会長が本部入会資格審査基準による入会承認後、別紙第5の特別会員証を速やかに交付し、入会決定を通知するものとする。

(会員名簿)

第8条 本会の会員名簿の様式及び記載事項は、別紙第6によるものとする。

2 名簿の取扱いに関しては個人情報 の 保全について留意するものとする。

(会費)

第9条 会員は、次により会費を納めるものとする。

(1) 正会員

ア 年会費は年額3千円とする。

イ 本会は徴収した正会員会費の10%を隊友会事務局に納入するものとする。

ウ 正会員で希望する者は、希望する時に、10年、15年、20年の何れかお期間を選択しその期間の年会費を一括前納することができる。年会費を一括前納する場合は、前納期間に関わらず、前納期間総額の10%割引きした金額を納めるものとする。

(2) 特別会員

- | | | |
|----------|-------------|---------------|
| ア 個人(一般) | 年額 1 口 1 万円 | 1 0 口以内 |
| イ 個人(家族) | 年額 1 口 1 千円 | 1 0 口以内 |
| ウ 法人 | 年額 1 口 1 万円 | 3 口から 1 0 口以内 |

- 2 会費徴収の実施担当は、本会事務局（第 2 2 条規定）がこれにあたる。
- 3 会長は前項の会費を収納したときは、領収書を交付しなければならない。ただし会費が金融機関からの振込の方法により納入された場合には、領収書の交付はしないものとする。
- 4 会長は、正会員から会費が納入されたときは、別紙第 1 の会費納入状況の欄に、また特別会員から会費が納入されたときは、事業年毎の会費台帳にそれぞれ記載するものとする。
- 5 前第 1 項第 1 号に規定する正会員の会費は、各事業年度の合計額の 50% 以上を当該年度の公益目的に使用するものとする。また同第 2 号に規定する特別会員の会費は、原則として全額を当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

(任意退会)

第 1 0 条 会員は、支部長を経由して会長に届けることにより任意にいつでも退会することができる。

この際、別紙第 7 の退会届を提出するものとする。

- 2 会長は、理事長宛届けるとともに、会員名簿にその旨を記載する。
- 3 退会した会員は、再入会することができる。この際終身会員だった正会員は終身会員に復帰することができる。

(除名)

第 1 1 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって、会長は、理事長に対し本部総会における除名の上申をすることができる。

- (1) 隊友会の定款又は隊友会規則に違反したとき
- (2) 隊友会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員の除名があったときは、理事長から当該会員に対して通知される。

3 会長は、理事長による除名通知に基づき、会員名簿にその旨記載する。

(会員資格の喪失)

第 1 2 条 会員は、第 1 0 条、第 1 1 条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき
- (2) 後見開始又は補佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が解散したとき
- (4) 連続 2 年以上会費を納入しないとき

- 2 前項第(4)号により正会員の資格を喪失した者が、じ後再入会を申し出た場合は、未納入の会費を納入した後、会長は理事役会の承認を得た後正会員に復帰させることができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が、第11条、第12条によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しないものとする。

(居住地移転の届け出)

第14条 正会員が居住地を変更する場合は、所属支部長を通じて会長に届け出るものとする。

- 2 届け出を受けた支部長は、会長に報告し、移転先支部長に通報する。
- 3 県等が異なる場合には、会長は会員カードを添えて移転先県隊友会長に通報する。

第4章 役員

(役員の種別)

第15条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事役 40名を基準
- (2) 監事役 2名
- 2 理事役の内1名を会長、若干名を副会長、1名を事務局長及び専任理事役(総務、企画、公益、財務、広報、庶務)各1名とする。

(役員の選任)

第16条 理事役及び監事役は、正会員の中から本会総会で選出する。ただし相互に兼ねることはできない。

- 2 前条第2項の役員は、理事役会の議決により選出する。じ後第36条第1項の規定により総会に報告するものとする。ただし会長については、理事長に推薦書を提出して承認を受けるものとする。
- 3 監事役は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 4 会長及び副会長の選出については別に定める。
- 5 理事役及び監事役の選考等については別に定める。

(職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。事務、報告事項については次のとおりとする。

- (1) 事務事項

ア 正会員及び特別会員の入会手続きと会員証の交付及び回収並びに名簿の管理

イ 正会員及び特別会員の会費等の徴収

ウ 会員の除名に関わる手続き

エ 本会の事業計画に基づく事業の実施

オ 資産の管理及び予算に基づく経費の支出

カ 隊友紙の正会員及び特別会員に対する配布並びに新聞「隊友ぎふ」の発行配布

キ その他理事長が特に依頼した事項

(2) 報告事項

	件 名	期 日	様 式
1	会員名簿	5月31日	「隊友会DB」による。
	県特別会員名簿		様式第7
2	県役員名簿	6月30日	様式第1
3	会勢等状況		様式第2
4	主要事業実績（公益事業実績集計表）	4月14日	様式第3
5	当該年度事業報告		—
6	当該年度決算（正味財産増減計算書）	4月7日	様式第4
9	監査報告書	4月7日	様式第6
7	翌年度事業計画（案）	3月3日	—
8	翌年度予算報告書（案）		様式第5

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、別に定めた順序により、その職務を代理する。

3 事務局長は、会長の指示を受け、専任理事役、事務局員を指揮監督して、理事役会で別に定めるところにより会務を分掌する。

4 理事役は理事役会を構成し、会務推進の原動力として責務を果たす。

5 監事役は、本会の資産会計及び業務の執行状況を監査する。

(任期)

第18条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員の定年は、原則として75歳とする。ただし、当該役員の交代が会務の運営に重大な支障をきたすものと、会長が認めた場合には原則として3任期以内に限り任期を延長することができる。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(県隊友会本部、本部会議)

第19条 会務の円滑な推進を図るため、県隊友会本部（以下「県本部」という。）を設置する。

- 2 県本部は、会長、副会長、事務局長及び専任理事役で構成し、支部長、並びに会長が必要と認めた者を参加させることができる。
- 3 県本部においては、業務執行に必要な調整を行うものとし、開催される会議を「本部会議」という。

(解任)

第20条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、又は県役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中といえども総会の議決により、これを解任することができる。

第5章 県隊友会顧問等

(県隊友会顧問等)

第21条 本会に県顧問、県相談役及び県参与をおく。

- 2 県顧問は、理事役会議の推薦により会長が委嘱する。
- 3 県相談役は、自衛隊岐阜地方協力本部長を理事役会議の推薦により会長が委嘱する。
- 4 県参与は、会務遂行上必要と認める者又は著しい貢献のあった者等に対し、理事役会議の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 県顧問、県相談役及び県参与は、会長が必要と認めた事項につき、その諮問に応じる。
- 6 県顧問及び県参与の委嘱基準等については、別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局に関する規定は、理事役会議の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 構成組織

第1節 組織の構成

(構成)

第23条 本会は、構成する組織として、支部を置く。

- 2 状況に応じ、基地等に隣接する数個の支部及びその基地等出身会員相当数が所属する支部をもって、地区部隊連絡会を設けることができる。
- 3 支部を構成する組織として、原則として分会を設ける。
- 4 本会及び支部等は、第32条に定める部会を設けることができる。
- 5 本会の組織図は、別図「岐阜県隊友会組織図」のとおりとする。

第2節 支部

(設置及び改廃)

第24条 支部については、地域支部で全県内を網羅し、あわせて職域支部、出身別支部を設置することができる。

- 2 前項により地域支部は、岐阜、西濃、各務原、中濃、郡上、可茂、東濃、恵那、益田、飛騨の各支部により構成する。
- 3 地域支部及び出身別の支部の設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、会長が行う。
- 4 職域支部の設置及び改廃は、その組織の代表者又は支部長の申し出により、会長が承認する。

(機能)

第25条 支部の機能は、次のとおりとする。

- (1) 本会組織の基本単位として事業を行う。
- (2) 会員の親睦実践の核心となる。
- (3) 本会等上部機関から委嘱された事業を実施する。
- (4) 分会等を統括、指導、調整する。

(事務所)

第26条 支部長所在の市、町、村をもって事務所の所在地とする。または特設することもできる。

(支部役員)

第27条 支部に次の支部役員をおく。

- (1) 支部理事役 支部長1名、副支部長若干名、会計担当1名とする。ただし支部の実情に応じ役員若干名をおくことができる。
- (2) 支部監事役 1名以上
- 2 支部長は支部を代表し、本規約に定めるところにより支部を運営する。
- 3 支部理事役及び支部監事役は、支部の総会において選出し、会長に報告するものとする。

(支部顧問、支部相談役)

第28条 支部長は、支部顧問及び支部相談役を委嘱することができる

第3節 地区部隊連絡会

(設置及び改廃)

第29条 地区部隊連絡会は、基地等の冠名称を呼称するものとする。

- 2 地区部隊連絡会の設置及び改廃は、理事役会の議決を経て、会長が行う。

(機能)

第30条 地区部隊連絡会は、基地等を支援する関係支部を明確にし、自衛隊との連携を強化するものとする。

(役員及び事務所)

第31条 地区部隊連絡会には、所要に応じ地区部隊連絡会役員をおくことができる。

2 地区部隊連絡会長は、関連支部長の互選により選出し、会長に報告するものとする。

3 地区部隊連絡会の事務所は、地区部隊連絡会長所在の市、町、村をもってその事務所の所在地とする。

第4節 分 会

(分会)

第32条 分会は、支部活動を分担することを目的とし、あわせて会員の親睦を深める。

2 支部長は、分会を設置した場合には、県会長に報告するものとする。

3 支部の地域内の適宜の市、町、村、区等を単位として設置することができる。

4 分会員の連絡のため、10名程度を基本とする電話連絡網等を配慮する。

第5節 部 会

(部会)

第33条 本会、支部等は、会員の出身、職種、部隊及び現在の環境等により、それらを中心として親睦活動等を行う場合、部会を設けることができる。

2 部会活動は、本会、支部等と連携の上実施し、その活動を助長することに留意して行うものとする。

第8章 会 議

(種別)

第34条 本会の会議は、総会、理事役会議及び支部長等会議の3種とする。総会は、通常総会及び臨時総会とし、理事役会議は通常理事役会議と臨時理事役会議とする。支部長等会議は年度末に実施するほか必要に応じて行う。

2 前項の他、必要に応じて支部長等会同を行う。

(構成)

第35条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事役会議は、理事役をもって構成する。

3 支部長等会議は、支部長、監事役、理事役及び地区部隊連絡会長をもって構成する。

(機能)

第36条 総会は、本会の最終議決機関として、次の事項を議決する。

(1) 県事業報告の承認

- (2) 県収支決算の承認
 - (3) 規約の変更
 - (4) 理事役及び監事役の選任又は解任
 - (5) 予算を伴わない権利の放棄、又は義務の負担
 - (6) 会長が付議した事項
 - (7) 会員の除名の理事長への上申
 - (8) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事役会議は、本会の執行機関として、次の事項を議決する。
- (1) 県事業計画の承認
 - (2) 県収支予算の承認
 - (3) 総会議決事項の執行に関する事項
 - (4) 総会に付議すべき事項の承認
 - (5) 会長、副会長及び事務局長、専任理事役の選定及び解職
 - (6) 県顧問、県相談役及び県参与等の推薦又は承認
 - (7) 規則類の制定・変更及び廃止
 - (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 支部長等会議は、本会運営の具体的な実行に関する連絡調整機関として、次の事項を行う。
- (1) 年度事業計画等に対する意見提出
 - (2) 事業等の具体的実施要領の意見提出
 - (3) 表彰、感謝状候補者の選定
 - (4) 正会員の活動一般に関する調整
 - (5) 支部運営要領の相互調整
 - (6) その他会長が付議した事項

(開催)

第37条 通常総会は、年1回、本部総会終了後速やかに実施する。

- 2 臨時総会は、理事役会議が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは、監事役から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 通常理事役会議は、原則として年3回、7月、12月及び3月に開催する。
- 4 支部長等会議は、3月に前項理事役会議とあわせて開催するほか、会長が必要と認めたとき開催する。

(招集)

第38条 総会、理事役会議及び支部長等会議は、会長が招集する。

- 2 招集は、正会員に対し、会議の目的、日時、場所、議題等を示して、開会の日の10日前までに文書等をもって通知する。ただし緊急の場合は、この限りでない。

(議長)

第39条 総会の議長は、出席正会員の互選により選任する。

2 理事役会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 支部長等会議の議長は、会長、又は会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第40条 総会の定足数は、正会員の2分の1以上とする。

2 理事役会議及び支部長等会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。

(議決)

第41条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会議の構成員は、予め議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第42条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 議事の経過及び要領及びその結果

(3) 会議において述べられた一定の意見又は発言の内容の概要

(4) 会議に出席した理事役又は支部長等の氏名

(5) 議長の氏名

2 議事録には、議長及び出席した理事役1名以上が署名する。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 本会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

(1) 隊友会本部からの助成金

(2) 会費

(3) 寄付金

(4) 資産から生じる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第44条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事役会の議決による。

(予算及び決算)

第45条 会長は、次年度予算案について予算報告書を作成し、理事役会議に提出してその承認を受け、毎年3月5日までに理事長に報告するものとする。

- 2 会長は、決算について正味財産増減計算書を作成し、毎年4月15日までに、監査報告書を添えて、理事長に報告するものとする。この際、期日に間に合わない場合は、見込み額として報告し修正が必要な場合は、速やかに理事長に報告するものとする。
- 3 会長は、会計年度終了後、収支決算書を財産目録とともに総会に提出して、その承認を受けなければならない。

(会計年度)

第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 見舞金及び香典並びに表彰及び感謝状

(見舞金、香典、表彰及び感謝状)

- 第47条 見舞金及び香典に関する手続並びに表彰及び感謝状の贈呈に関しては、以下によるものとする。細部の手続については別に定める。
- 2 会長は、正会員が重度障害となった場合には、見舞金を贈呈することができる。また正会員が死亡した場合には、予算の範囲内で弔電を打電するとともに香典を贈呈することができる。
 - 3 会長は前項死亡の場合、遺族及び支部長から要請があった場合には、顕彰状(弔電は実施しない)及び隊友会旗をもって弔意を表すことができる。
 - 4 表彰は、正会員及び本会の構成組織において功績が大であると認められる場合に、主として支部長の上申に基き理事役会議で審査決定する。
 - 5 感謝状の贈呈は、前項対象者以外の個人並びに団体及び、部隊・基地等が、功績大であると認められる場合に、支部長、事務局長の上申に基づき理事役会議で審査決定する。

(元会員の名誉ある処遇)

第48条 会長は長年に亘り会活動に大きく寄与し、高齢等で脱会した元正会員等に対し名誉ある処遇に配慮することができる。

第11章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第49条 この規約は、隊友会定款その他規則類の改正の場合を除き、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は隊友会が解散する場合のほか、総会の決議により解散する。

第12章 補 則

(委任)

第51条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事役会の議決を経て別

に定める。

- 2 支部長等は、それぞれの理事役会の議決により、必要な事項を定めることができる。この場合においては、会長に報告するものとする。

付則

- 1 平成9年7月1日施行の規約は、廃止する。
- 2 この規約は、平成23年4月1日から試行し、同7月10日から施行する。
- 3 第9条1項の隊友会事務局に納入する正会員の会費は、当分の間本部規定(隊友会規則第1号付則)により納入しない。
- 4 地域支部は、第24条2項の規定にかかわらず当分の間次のとおりとする。岐阜、西濃、各務原、中濃(武儀)、中濃(可茂)、郡上、郡上(益田)、東濃、恵那、飛騨。

付則 この規約は、平成28年7月16日から施行する。

地域支部は、第24条2項の規定にかかわらず当分の間次のとおりとする。

岐阜、西濃、各務原、郡上、東濃、恵那

なお郡上支部には旧益田・飛騨支部に所属した会員を、東濃支部には旧中濃・可茂支部に所属した会員を含む。

付則 この規約は、平成29年4月1日から試行し、同7月2日から施行する。

- 1 平成29年度隊友会事業計画により事業対象地域が国外に及ぶこととなったことを受け拡大する。(第4条2項)
- 2 第6条2項の別紙第1の様式を変更する。
- 3 平成29年4月1日公益社団法人隊友会規則第1号「会員規則」の一部改正の施行に伴い、「終身会員」(年会費の10年一括前納により終身その会費を免除された正会員)が廃止されたことにより第9条(1)ウ項を改正する。
なお29年3月31日現在既に終身会員であった場合は、引き続きその身分を保障するものとする。
- 4 第9条(2)特別会員の金額、口数を簡明にする。
- 5 第15条2項専任理事役の職務を業務実態に合わせ変更する。
- 6 第17条(2)報告事項の表を、平成29年度隊友会本部通知に合わせ変更する。

付則 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

平成30年度中濃支部再編の試行が終了し、理事役会議で承認されたので総会議決により中濃支部として復活する。(中濃支部と可茂支部の統合)

地域支部は、第24条2項の規定にかかわらず当分の間次のとおりとする。

岐阜、西濃、各務原、中濃、郡上、東濃、恵那

なお郡上支部には旧益田・飛騨支部に所属した会員を含む。

岐阜県隊友会組織図

